



危険物安全週間における取組内容について

川崎市消防局予防部保安課

1 はじめに

川崎市消防局では、毎年、危険物安全週間中に消防局及び各消防署において、様々な推進行事を企画し、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、市内危険物保有事業所における自主保安体制の確立を図っています。

今年度も、消防局保安課では、市内の危険物保有事業所の保安従事者を対象とした講習会、各種広報活動、石油化学工場等を対象とした特別立入検査等を実施し、各消防署においては、管内の危険物保有事業所及び署員を対象とした講習会、各種広報活動、営業用給油取扱所の立入検査、警防課員による危険物災害対応訓練等を実施しました。

本稿では、危険物安全週間中の当局の取組内容について紹介します。

2 講習会等の開催

(1) 危険物安全担当者講習会

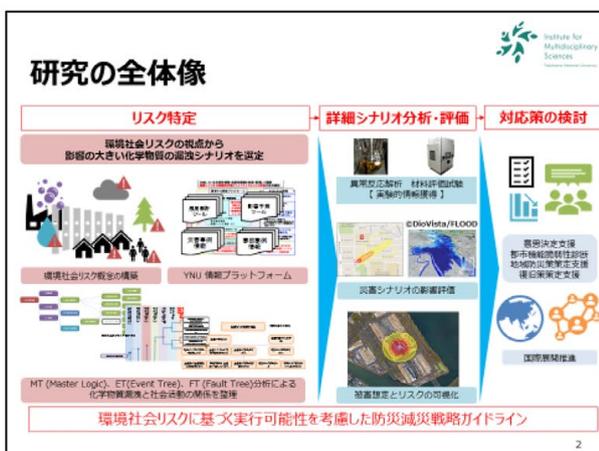
当局では、毎年、危険物安全週間中に、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所及び予防規程該当事業所（給油取扱所を除く）の安全担当者及び当局保安課職員、各署危険物担当職員を対象に講習会を開催しています。

全国的に危険物施設における事故が増加傾向にある中、昨今では、台風などの自然災害を原因とする危険物等の火災や流出事故により、大気、河川、土壌等の環境が汚染される事案も発生していることから、今年度は、横浜国立大学 リスク共生社会創造センター センター長 総合学術高等研究院 教授の澁谷忠弘氏を講師としてお招きし、「災害・事故に起因する化学物質流出シナリオ構築と防災戦略」と題して、講演をいただきました。

講演では、立場の違いによって捉え方の異なる、リスクの本質についての話を解説いただいた上で、化学物質による環境汚染に対する、①平時で行うべき活動、②化学物質の漏えい開始時の活動、③汚染拡散時の活動、また、④環境汚染からの復旧時の活動など、それぞれのステージにおいて、消防機関及び化学物質保有事業者が実施すべき活動の要点や連携の必要性等について、映像資料等を活用し、お話しいただきました。

また、講習会の後半には、「最近の危険物規制に係る動向について」、「危険物施設の事故について」及び「異常現象（軽微な漏えい）の通報について」と題して、当局保安課職員による講習を実施しました。

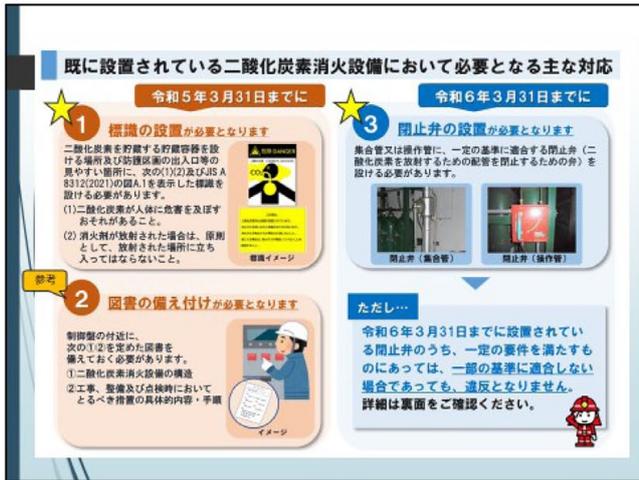
本講習会は、より多くの方に参加していただけるよう対面とオンラインの併用により開催しました。104事業所に開催案内を送付し、参加希望事業所に参加方法を選択してもらうことで、対面参加42名、オンライン参加95名（申込時）、当局職員25名合計162名が聴講しました。



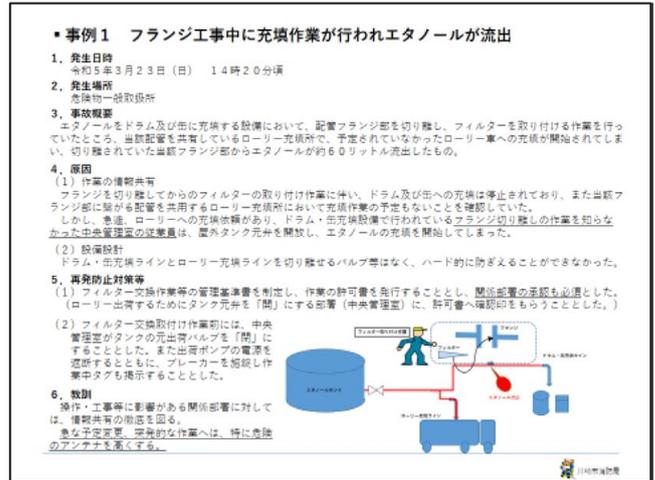
講演資料



澁谷氏による講演



講習会資料（最近の危険物規制に係る動向について）



講習会資料（危険物施設の事故について）

(2) 消防署における講習会等の実施

各消防署では、危険物担当が事務局となっている外郭団体に所属する事業所及び署員を対象とした講習会の開催や危険物行政の動向に係る情報提供資料の配布等を行いました。

3 各種広報活動

(1) 消防局、各消防署の広報コーナーの活用

6月は、第2週が「危険物安全週間」、10日から16日が「火薬類危害予防週間」となっていることから、毎年6月1日から6月30日までの間、当局1階広報コーナーを活用し、来局者等へ、「スプレー缶使用時の注意事項」、「危険物を入れる容器の種類」、「おもちゃ花火の正しい遊び方」等について、広報しました。

また、各消防署、出張所、区役所及び外郭団体に所属する事業所に、危険物安全週間推進ポスター、垂れ幕の掲出の協力を依頼し、危険物施設等の安全管理、事故防止等の推進を図りました。



消防局1階広報コーナー



臨港消防署の広報コーナー



麻生消防署 横断幕とのぼり旗による広報



栗木出張所 横断幕による広報

(2) コミュニティ放送局（かわさきFM）

令和5年6月7日（水）放送の「かわさきホット☆スタジオ」に電話によるインタビュー形式で出演し、危険物安全週間の目的や生活の身近にある危険物等の危険性について、注意喚起を行いました。ここでは、セルフスタンドで給油する際の静電気の危険性を解説するとともに、近年、リチウムイオン電池を使用した製品による火災が増加していることから、リチウムイオン電池の特徴や使用時の注意事項についても、視聴者にわかりやすく説明しました。



4 立入検査

当局では、毎年、危険物安全週間に合わせて、石油化学工場等の特別立入検査を開始するとともに、営業用給油取扱所の立入検査を実施しています。

(1) 石油化学工場等の特別立入検査

石油化学工場等の保安管理状況を総合的に検査し、事故防止の徹底及び保安管理体制の強化を図ることを目的としており、今年度は、石油コンビナート等特別防災区域内の39事業所（特定事業所）及び市街地に所在する3事業所、合計42事業所の特別立入検査を6月9日（金）から11月30日（木）までの間に実施する予定となっています。

本特別立入検査では、施設の維持管理状況の検査のほか、毎年、重点事項を定め、事業所における保安体制の確認を行うこととしていますが、今年度は、危険物施設の風水害対策に係る対応及び予防規程への反映状況に関する調査、事業所内におけるドローンの使用状況に関する調査等も行うこととしています。

なお、危険物安全週間中（6月9日（金））に、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において、今年度、最初の特別立入検査を実施しました。



屋外タンク貯蔵所の検査



一般取扱所の検査

(2) 営業用給油取扱所の立入検査

各消防署が管轄する地域の営業用給油取扱所の立入検査については、毎年、危険物安全週間の実施項目としており、各消防署では、危険物安全週間中、週間前後の期間に計画的に実施することとしています。立入検査時には、危険物保安監督者の選任状況及び保安講習の受講状況、また、危険物取扱者による適正な危険物の取扱いや施設の維持管理状況、定期点検の確実な実施と記録の保存等を検査することで、法令の遵守、事故防止等について適正な指導を行っています。



定期点検等の書類検査



固定注油設備の検査

5 危険物災害対応訓練

(1) 宮前消防署

危険物安全週間中、川崎市消防訓練センターにおいて、危険物火災発生時における消防隊等の円滑な連携及び的確な消防活動を展開すること並びに指揮運用能力の向上を図ることを目的として、危険物災害対応訓練を実施しました。

この訓練は、ガソリンスタンド内において荷卸し中のタンクローリーから出火したとの想定で行われました。



泡放射訓練の様子

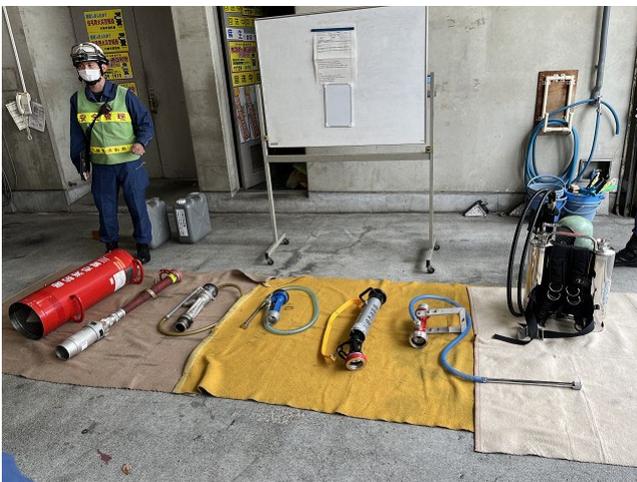


川崎市消防訓練センター自家用給油取扱所

(2) 麻生消防署

危険物安全週間中、麻生消防署の署庭において、危険物施設や危険物輸送車両等の火災発生時に迅速かつ的確な防ぎよ活動を展開することを目的として、危険物災害対応訓練を実施しました。また、訓練では参加部隊の車両に積載されている発泡器具の性能を把握するとともに、実際に各種発泡器具を使用することで取扱い要領の習熟を図りました。

この訓練は、一般公道でタンクローリーが単独事故で横転したことにより、積載していたガソリンが漏えいし、何らかの原因で出火したとの想定で行われました。



各種資機材取扱い訓練



署庭での泡放射訓練の様子

6 おわりに

川崎市消防局では、地方分権改革の推進に伴い、令和5年度に神奈川県から液化石油ガス法に係る業務が権限移譲されました。また、令和7年度からは高圧ガス保安法（コンビナート地域）に係る業務が権限移譲される予定であることを踏まえ、今年度より組織名称が危険物課から保安課へ変更されました。今後は、保安課各担当が協力・連携することで、より専門性の高い業務への対応や危険物、高圧ガス及び火薬類の一体的な指導監督による保安体制の充実を図って参ります。

また、本市では、来庁することなく、いつでも、どこからでも各種手続きがオンライン申請できるよう「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」が整備されました。

当局保安課に係る各種申請等を行う際は、是非、このシステムをご利用ください。